

NPO 法人に係る指定基準等条例の改正について

1 指定・認定NPO法人制度の概要【別紙1参照】

指定（根拠法令：本市条例）及び認定（根拠法令：特定非営利活動促進法）NPO法人制度とは、NPO法人の活動が市民等の寄附によって一層支援されることを目的として創られた制度です。所轄庁（横浜市）の認証を経て成立したNPO法人は、公益の増進に資する等の要件を満たせば指定NPO法人、認定NPO法人へとステップアップすることが可能です。それぞれ税制上の優遇措置により、寄附を集めやすくなりますが、認定NPO法人の方がより大きな税制上の優遇措置を受けられます。指定及び認定NPO法人が増えることによって、多くの社会貢献活動が市民に認知され、より活動が発展していくことが期待されています。

2 指定基準等条例改正の内容【別紙2参照】

(1) 改正箇所

指定基準等条例 第4条第1項第2号

「法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。)でないこと。」

を条例から削除します。

(2) 指定NPO法人になるための基準の変化

指定基準等条例 第4条第1項（指定のために必要な手続を行う基準等）

		改正前	改正後
1号	市内で活動する法人であること	○	○
2号	認定NPO法人でないこと	○	×（削除（今回改正））
3号	公益要件に該当していること	○	○
4号	運営組織及び経理が適切であること	○	○
5号	事業の内容が適正であること	○	○
6号	情報公開を適切に行っていること	○	○
7号	事業報告書等を定められた期限内に所轄庁に提出していること	○	○
8号	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと	○	○
9号	設立の日から1年を超える期間が経過し、2事業年度が終了していること	○	○
10号	実績判定期間中に1～8号の基準を満たしていること。	○	○
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ・役員が禁固以上の刑に処されていないこと ・役員に暴力団の構成員がいないこと ・国税または地方税の滞納処分の執行がなされていないこと 等 	○	○

3 指定制度の現状及び今後

(1) 現状

指定NPO法人のメリットの一つに、認定NPO法人になるための要件を満たす効果があります。認定NPO法人になるには、①寄附者数、②寄附の割合、③指定NPO法人であることのいずれかの要件を満たす必要があります。そのうち、①寄附者数、②寄附の割合の要件を満たすことは高い数値基準が設定されているため、明確な数値基準が設定されていない③が比較的認定になりやすい要件となっています。そのため、指定NPO法人の段階では税制上の優遇措置が小さいこともあり、指定取得を最終目標とするのではなく、より税制上の優遇措置が高い認定取得のためのステップとして指定制度を活用する法人が大多数となっています。指定制度自体、認定NPO法人取得のためのステップとなることを意図して創設されました。

認定NPO法人の有効期間は5年間で、引き続き要件を満たすことで5年ごとに更新できると規定しています。指定条例創設時には、本市指定を認定のステップアップの手段として活用した後、法人がその後の5年間で寄附者を広く集め、認定更新時には、①か②の寄附の要件を満たすことができるようになる状態を目指しました。そのため、一度認定を取得した法人は、本市指定を更新することができず、半強制的に①か②の要件を満たさなければならない仕組みとなっています。

しかし、実際には指定を経て認定を取得した法人が、5年間という短い期間の中で、寄附の要件を満たせるようになるほど寄附を集めるのは容易なことではありません。日本のまだ未成熟な寄附文化においては、寄附の開拓にはもっと長い時間がかかるということが、制度発足後にわかってきました。以上の状況により、認定更新時に更新要件として使えない本市指定制度を活用する法人数は伸び悩んでいるのが現状です。実際、神奈川県条例指定制度は、認定取得後も指定の更新が可能になっているため、認証法人数は同等でありながら、指定法人数においては県が10倍以上の数となっております(4参考情報参照のこと)。

(2) 改正後

本市指定の基準から、「認定NPO法人でないこと」を削除することで、

○認定NPO法人となった後も、指定の更新が可能に

○認定更新の際に本市指定を引き続き活用することが可能に

なお、この改正により、認定の要件や税制上の優遇措置の割合への影響はありません。

本市指定NPO法人の認定取得時及び更新時の要件の変化

初回認定取得時

1	【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上
2	【絶対値基準】 年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上
3	指定NPO法人であること



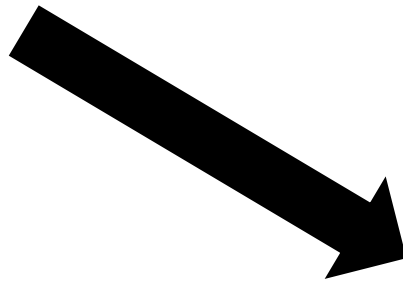
【条例改正前】

認定更新時

1	【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上
2	【絶対値基準】 年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上

認定更新時に、指定NPO法人であることという要件を使用できないので、1または2の寄附の基準を満たす必要があります。

(例外として、本市指定以外の神奈川県指定等の取得により、3の要件を満たす場合があります。)



【条例改正後】

認定更新時

1	【相対値基準】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上
2	【絶対値基準】 年 3,000 円以上の寄附者が年平均 100 人以上
3	指定NPO法人であること

認定更新時に、指定NPO法人であることという要件を使用し続けることができます。寄附の要件を満たしていなくても、認定を更新することができます。

(3) 期待される効果

○本市指定を取得する法人数の増加

これまでの制度上の制約が解消されることにより、本市指定を取得する法人数の増加が見込まれます。

○指定から認定への伴走支援が容易に

NPO法人支援の観点からも、市指定が増えることにより、認定への伴走支援が容易になります。これまでは法人は認定取得期間中の5年以内に寄附を増やすことを目標としていましたが、中長期的視点で寄附の増加に取り組むことができるようになります。

○認定NPO法人数の増加

本市指定法人数の増加により、本市指定を要件として認定を取得する法人の増加が見込まれます。

○市内の特定非営利活動の更なる活性化

認定NPO法人の増加は、法人運営における経済的基盤が安定する法人の増加を意味するため、市内の特定非営利活動の更なる活性化につながります。

4 参考情報

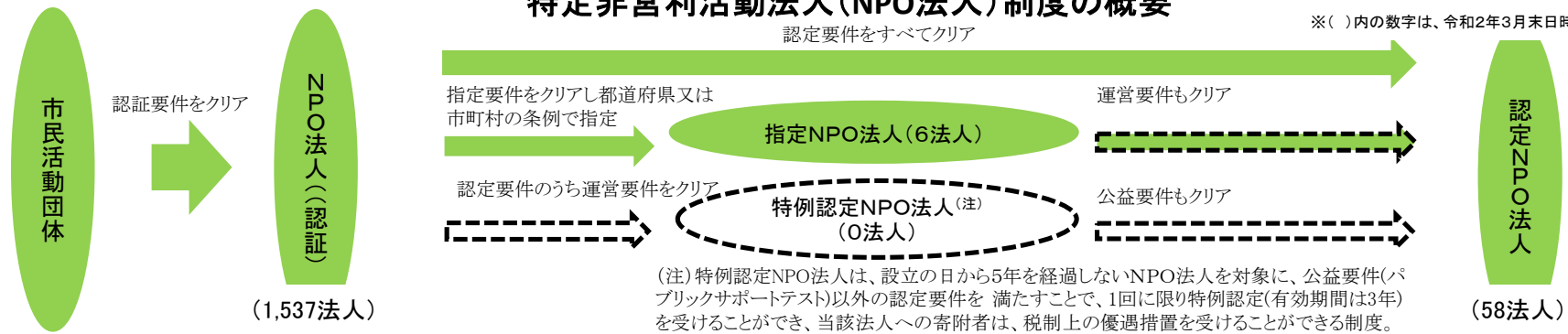
横浜市及び神奈川県内の法人数の比較（令和2年3月31日現在）

	横浜市	神奈川県
認証法人数	1,537	1,473
認定法人数	58	46
指定法人数	6	66

横浜市と神奈川県の法人数を比較すると、横浜市の指定法人数が少ないことがわかります。横浜市と神奈川県の指定条例には大きな差異はなく、明確な相違点は、今回改正対象の第4条第1項第2号の有無となっています。全国的に見ても、この基準は横浜市独自のものとなっています。

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和2年3月末日時点の法人数。



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 【 相対値基準 】 経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ 【 絶対値基準 】 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ <u>指定NPO法人であること</u> (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市長会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 新旧対照表

旧	新
<p>(略)</p> <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。)</u>でないこと。</p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。)において、第1号から第8号までに掲げる基準(第2号及び第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第2号及び第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。))に適合していること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>認定特定非営利活動法人</u>が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」という。)が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第</p>	<p>(略)</p> <p>(指定のために必要な手続を行う基準等)</p> <p>第4条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人について、指定のために必要な手続を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(10) 実績判定期間(指定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(指定を受けたことのない特定非営利活動法人が指定を受けようとする場合にあっては、2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。)において、第1号から第8号までに掲げる基準(第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。))に適合していること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>法第44条第1項の認定を受けた特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人」という。)</u>が法第67条第1項若しくは第2項の規定により法第44条第1項の認定を取り消された場合又は法第58条第1項の特例認定を受けた特定非営利活動法人(以下「特例認定特定非営利活動法人」</p>

2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ウ～オ (略)

(2)～(8) (略)

(略)

(指定の更新の申出)

第9条 (略)

2 (略)

3 第4条(第1項第4号イ及び第9号に係る部分を除く。)から第7条までの規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第4条第1項第10号中「から第8号までに掲げる基準(第2号及び第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第2号及び第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)」とあるのは、「及び第3号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

(略)

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号(第2号(第4条第1項第2号に掲げる基準に適合しなくなった場合に限る。))を除く。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2～4 (略)

という。)が法第67条第3項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により法第58条第1項の特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの

ウ～オ (略)

(2)～(8) (略)

(略)

(指定の更新の申出)

第9条 (略)

2 (略)

3 第4条(第1項第4号イ及び第9号に係る部分を除く。)から第7条までの規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。この場合において、第4条第1項第10号中「から第8号までに掲げる基準(第3号イに掲げる基準(前条第2項第1号に掲げる書類として第3号イに掲げる基準に適合する旨を説明する書類が提出された場合にあっては、第3号に掲げる基準)並びに当該実績判定期間中に、指定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第6号に掲げる基準を除く。)」とあるのは、「及び第3号に掲げる基準」と読み替えるものとする。

(略)

(勧告、命令等)

第17条 市長は、指定特定非営利活動法人について、第19条第2項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該指定特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2～4 (略)

(略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。